

	1. 融資制度			2. 助成金・給付金等制度			3. 税制措置			
売上高5%以上減少等 1-1～3は最近1か月の売上高と前年または前々年の同月と比較 1-4は最近1ヶ月の売上高と前年同月を比較、かつその後2ヶ月間(見込)を含む3ヶ月の売上高と前年同期を比較 店舗・業容拡大で比較同月がない場合は、過去3か月の平均売上高R1年12月の売上高、R1年10～12月の平均売上高と比較できる 2-1は売上高の他に生産高又は出荷高なども可	1-1 新型コロナウイルス感染症特別貸付 中小事業3億円、国民事業0.6億円(別枠) 設備20年、運転15年、内据置5年以内 国民事業の利下げ、利子補給あり	受付中	日本政策金融公庫 Web申請可能 https://www.jfc.go.jp/	2-1 雇用調整助成金 (4月1日から6月30日までの新型コロナウイルス感染症特例措置) ・60%以上の休業手当を支給した場合の助成 大企業3分の2、中小企業5分の4(上乗せ措置あり) 1人日額8,330円が上限 年間100日(別枠)が限度 雇用保険に加入していない従業員の休業手当も助成金の対象に含める。 ・休業規模要件あり ・中小企業の場合は、都道府県より休業や営業時間の短縮を要請され休業している事業者で、100%又は1日8,330円以上(支払率60%以上)の休業手当を払っていることを条件に、助成率100%とする。 ・上記以外の中小企業が解雇等をせずに雇用を維持している場合は、会社負担を6%に抑える措置がとられている。 ・助成額=平均賃金(注)×月間休業等延日数 (注)源泉所得税の納付書で計算可能 所定労働日数は任意の1ヶ月で計算可能 ・要件であった休業等計画届の提出を不要にする。 ・日額上限額を8,330円を15,000円に変更する。 ・小規模の事業主(概ね20人以下)は実際に支払った金額に支払った給与手当額に助成率を乗じた金額を助成額とする(休業規模...従業員の半分が1日以上休業することが要件)。 https://www.mhlw.go.jp/content/000631540.pdf ・みなし失業手当(手当支給のない者に直接支給)	受付中	厚生労働省HP 商工会議所(経営相談)で記載方法の説明を受けられる オンライン申請 可 原則 2か月以内の申請だが、8月31日まで申請期限を延長				
	1-2 新型コロナウイルス対策 マル経融資 商工会議所会員 1,000万円(別枠) 設備10年(内据置4年以内)運転7年(内据置3年以内) 国民事業の利下げ、利子補給あり	受付中	日本政策金融公庫 商工会議所		4/8以降の休業から	成立				
	1-3 商工中金等による危機対応融資 3億円(別枠) 設備20年、運転15年、内据置5年以内 公庫同等の利子補給あり	受付中	商工中金		4/8以降の休業から	成立				
	1-4 セーフティネット5号(全業種) 保証協会80%保証 別枠2.8億円 要件を満たせば保証料・金利ゼロの対象	受付中	民間の金融機関 各信用保証協会			審議中	5月末頃閣議決定か?			
	1-5 小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付 50～2,000万円(掛金納付月数に応じて掛金の7～9割) 利率0%、無担保無保証 500万円以下は4年、505万円以上は6年、内据置1年据置期間1年後、6か月ごとの元金均等割賦償還		中小企業基盤整備機構			審議中	5月末頃閣議決定か?			
売上高10%以上減少等	上記の融資制度 1-1～4			2-2 雇用調整助成金(上記2-1以外) 休業手当を支給した場合、支給額の助成 大企業2分の1、中小企業3分の2 1人日額8,330円が上限 1年間で100日が限度 雇用保険の被保険者のみが対象 計画届は事前提出が必要	受付中	厚生労働省HP ハローワーク 商工会議所(経営相談)で記載方法の説明を受けられる				
売上高15%以上減少等	上記の融資制度 1-1～4 1-1～3 小規模企業者は特別利子補給制度あり	受付中								
	1-5 危機関連保証(全国・全業種) 保証協会100%保証 2.8億円(別枠) 保証料、金利ゼロの対象	受付中	民間の金融機関 各信用保証協会							
売上高20%以上減少等	上記の融資制度 1-1～5 1-1～3 中小企業者は特別利子補給制度あり	受付中					3-1 納税の猶予(一時に納税が困難な場合) R2年2月以降、収入が20%以上減少したすべての事業者は無担保・延滞税なしで納税を猶予(法人税、消費税、所得税、固定資産税などすべての税を対象、予定納税も対象) 納期限ごと、納期限まで(当初は納期限後でも6月30日までならOK)に申請書を提出 今後半年間の事業資金を考慮する等柔軟に対応	受付開始	国税庁HP 各市区町村HP	
	1-6 セーフティネット4号 保証協会100%保証 2.8億円(別枠 1-4と共有) 保証料、金利ゼロの対象	受付中	民間の金融機関 各信用保証協会					3-2 R3年度の固定資産税・都市計画税の減免 2～10月までの任意の3か月の売上が前年同期比より30%以上50%未満減少した場合は、減免率2分の1 事業用の家屋、償却資産が対象(土地は対象外)	成立	財務省HP
売上高30%以上減少等	上記の融資制度 1-1～6	受付中								

	1. 融資制度		2. 助成金・給付金等制度			3. 税制措置				
売上高50%以上減少等	上記の融資制度 1-1~6	受付中		2-3 持続化給付金（原則 Web申請の見込） 個人事業主最大100万円、法人最大200万円 昨年1年間の売上からの減少分が上限 前年売上-（売上50%以上の月の売上×12ヶ月） 「持続化給付金」のホームページから申請 直前事業年度の確定申告が済んでいない場合、 法人成り、創業時などの特例が設けられている。 【PDF等データ添付資料】 法人...法人税確定申告書別表一、事業概況書、 売上帳、預金通帳 個人事業主...確定申告書第一表、青色申告決算書、 売上帳、預金通帳、本人確認書類 https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#90	受付中	経済産業省HP 中小企業金融給付金 相談窓口	3-3 R3年度の固定資産税・都市計画税の減免 2～10月までの任意の3か月の売上が前年同期比より 50%以上減少した場合は、全額減免 事業用の家屋、償却資産が対象（土地は対象外）	成立	財務省HP	
					3-4 消費税の課税選択の変更に係る特例 課税期間開始後でも申告期限等までに申請書を提出 した場合は、課税事業者を選択（やめる）ことが 可能（R2年2月1日からR3年1月31日までの期間）。 課税選択した場合でも、2年継続する必要はない。 ・免税事業者をやめて、消費税の還付を受ける、 ・消費税の還付が受けられる見込みがなくなった ので免税事業者になる ということが可能 簡易課税については「災害その他やむを得ない 理由が生じた場合」の特例を適用し、その課税期間 から簡易課税の適用を受ける（やめる）ことが可能	成立	財務省HP			
売上減少要件なし	1-7 セーフティネット貸付 中小企業7.2億円、国民事業0.48億円 設備15年、運転8年、内据置3年以内 1-8 生命保険の契約者貸付制度 一定の生命保険会社の一定の保険商品 貸付限度額は解約返戻金の70%～90% 利率はゼロ%（9/30までとしている会社が多い）	受付中	日本生活金融公庫	2-4 新型コロナウイルス感染症による小学校 休業等対応助成金 臨時休業した小学校等に通う子供の親に通常の 有給休暇と別枠の有給休暇を付与 賃金相当額100%（日額8,330円が限度） 雇用調整助成金に比べると申請の難易度低い	受付中 9/30まで	厚生労働省HP 学校等休業助成金 ・支援金センター	3-5 申告期限・納付期限の個別延長申請 感染、在宅要請、外出控え等で申告・納付が困難な 場合。資金難による納税猶予は3-1、3-6参照 【法人】確定法人税・確定消費税等 【個人】確定所得税・確定消費税・相続税・贈与税等 申告納付が可能となったときに、申告書や電子申告 送付書に「新型コロナウイルスによる申告・納付 期限延長申請」と記載して提出。 原則、申告期限＝納付期限となるので注意 【源泉所得税】 納付書の摘要欄に「新型コロナウイルスによる 申告・納付期限延長申請」と記載して納付	受付中	国税庁HP	
		受付中 5/31頃 まで	各生命保険会社の カスタマーサポート センターなど		2-5 テレワーク助成金 新規でテレワークを導入する中小企業事業主 テレワーク用通信機器 の導入・運用、就業規則・ 労使協定等の作成・変更等 一般のPC、タブレット、スマホは対象外 補助率2分の1 1企業当たり100万円上限	受付中 5/31まで 購入		厚生労働省HP テレワーク相談センター	3-6 新型コロナウイルス感染症の影響により 納税が困難な場合の納税の猶予制度 原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予 延滞税の軽減、財産の差押えや換価（売却）の猶予 納税・換価の猶予申請書を提出 3-1が成立した後は切替え可能 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm	現行制度
				2-6 各都道府県（東京、神奈川、愛知など） 休業要請に協力した事業者に対する協力金 対象施設の確認が必要	受付中	各都道府県HP	3-7 所得税の減額承認申請、法人税や消費税の 仮決算による申告 前年度実績による予定納税の金額を減額する措置	現行制度		国税庁HP
				2-7 食中毒等による逸失利益等を補填する保険契約 の柔軟な取扱い 宿泊業や飲食店などで罹患者が出た場合の休業等 への保険適用	検討中	契約損害保険会社等		3-8 先端設備等導入計画の固定資産税ゼロの特例 対象設備を先端設備等と共にする事業用家屋、 構築物を追加。固定資産税を投資後3年間ゼロから 2分の1に軽減	成立	財務省HP 総務省HP
								3-9 コロナ関連融資の借入契約書の印紙非課税 融資によっては据置6ヶ月以上、融資期間1ヶ月以上 の条件がある。4月29日以前の契約書作成又は 誤って貼った場合は、過誤納確認申請書の提出に より還付を受けられる。	成立	財務省HP
								3-10 中止等されたイベントの入場券の払戻しを 放棄した場合の寄付金控除の適用 確定申告の際、特例イベント証明書（仮称）、 払戻請求権放棄証明書を添付。 R2年2月1日からR3年1月31日までの日本国内で 開催される予定だったイベントで一定のものが対象	成立	財務省HP